

## 佐賀県生活困窮者自立相談支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせんなど様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とし、佐賀県（以下「県」という。）が実施する生活困窮者自立相談支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2 本事業の実施主体は、県とし、本事業による支援決定など県が行うべき事務を除き、事業の全部を団体への委託により実施するものとする。

2 本事業を委託により実施するにあたって、別途定める「佐賀県生活困窮者自立相談支援事業委託に係る企画コンペ実施要領」により事業提案の公募を行い、実施事業者を決定する。

### (事業内容)

第3 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

#### (1) 事業内容

この事業の業務内容は、次のとおりとする。

##### ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づく様々な支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

##### イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場

合は、新たに開発することに努める。

## (2) 職員の配置

生活困窮者に対して、専門的な知識・技術を持った次の職員を配置すること。

### ア 主任相談支援員

本事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開発・連携等を行う。

### イ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

### ウ 就労支援員（ただし、イと兼務可）

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業をはじめ、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

## (3) 実施地域

事業の実施地域は、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町とする。

## (事業の実施方法)

第4 本事業の実施に当たっては、原則として、次の要件を満たし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる法人格を有する民間団体（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部（ただし、県が行うべき事務を除く。）を委託して実施する。ただし、法人格を有しない場合であっても、県が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 佐賀県に主たる事務所を有する法人等であること。
- (2) 佐賀県生活困窮者自立相談支援事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。
- (3) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加停止措置を受け

ている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成2年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### （事業の実施）

第5 事業の実施にあたっては、次によるものとする。

##### （1）包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、基本的に以下の手順で実施する。

ア 生活困窮者の把握・相談受付

(ア) 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域内の関係機関のネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

(イ) 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

(ウ) 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。

(エ) 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断され

る場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつながりが適切と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報に関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとしないよう関係機関と連携することが重要である。

#### イ アセスメント・プラン策定

(ア) スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

(イ) プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給等）や自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

(ウ) プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の a から e までに掲げる法に基づく支援、f から h に掲げる他の公的事业又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

a. 住居確保給付金の支給

b. 就労準備支援事業

c. 家計改善支援事業

d. 認定就労訓練事業

e. 子どもの学習・生活支援事業

f. a から e までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事

## 業

- g. 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
- h. 生活福祉資金貸付事業
- i. 上記のほか、様々な公共事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

(エ) 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

(オ) 県は、支援調整会議（「(2) 支援調整会議」参照）において、(ウ)の b,c 又は d の事業（以下「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、これらについては支援決定（「(3) 支援決定」参照）を、それ以外の事業等については支援内容の確認を行う。

(カ) (ウ)の g の事業につなぐ場合については、県がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。

(キ) 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

## ウ 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

(ア) プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機づけの促しをサポートする。

(イ) 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

(ウ) 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね 3 か月、6 か月、1 年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

- a. 目標の達成状況
- b. 現在の状況と残された課題
- c. プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等

(エ) 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じて本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

(オ) 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

## (2) 支援調整会議

## ア 目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

### (ア) プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、行政及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

### (イ) 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

### (ウ) プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

### (エ) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の創出に向けた取組を検討する。

## イ 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など地域の実情に応じ、県が別に定めるものとする。

## ウ 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

## (3) 支援決定

ア 県は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

イ 行政による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

(ア) 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを県に提出する。

(イ) 県はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

(ウ) プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、県内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

ウ イの(イ)において、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、県はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて県に提出する。

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

(5) 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等（県が行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。

(6) 留意事項

ア 事業の実施に当たっては、厚生労働省が発出する「自立相談支援事業の手引き」を参照すること。

イ 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（アセスメントシート・プランシート等帳票類）」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。

ウ 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成27年1月30日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 2 月 28 日から施行する。